

## 基礎部

- **コンクリート上部に水が溜まっている場合**  
支柱の腐食の原因となります。化粧モルタルの傾斜不足と思われますので、傾斜をつけた化粧モルタルを補修してください。
- **ベース式アンカー基礎の場合**  
鉄部の発錆に注意し、水が溜まらないように処理をしてください。
- **建物との固定方法について**  
建物の構造により接合方法が異なりますが、鉄筋コンクリートなら柱や梁上にアンカー固定、鉄骨なら折版屋根ではなく、直接柱や梁部に固定し、屋根面だけとの固定は避ける必要があります。直接柱・梁部と固定、根拠のない折版だけとの固定は避けます。

## 照明設備

- **照明器具、管球等の不具合や破損がある場合**  
取替えが必要です。省エネ等に配慮した器具の検討をしてください。
- **配線の劣化や断線している場合**  
漏電の原因にもなるため、配線の取替えが必要です。
- **照明器具の取付けアーム等の固定部分のゆるみ等不具合がある場合**  
補修が必要です。特に通行人等への危害防止のために落下防止措置が必要です。
- **ランプが不点灯の場合**  
不点灯のまま電気が流れ続けると、火災等事故の原因となります。ランプの交換や配線を切る等の処理をしてください。
- **その他**  
PL法（製造物責任法）、PSEマーク（電気用品安全法）の基準に適合した商品を使用するようにしてください。

## ○申請添付書類について

### 添付書類

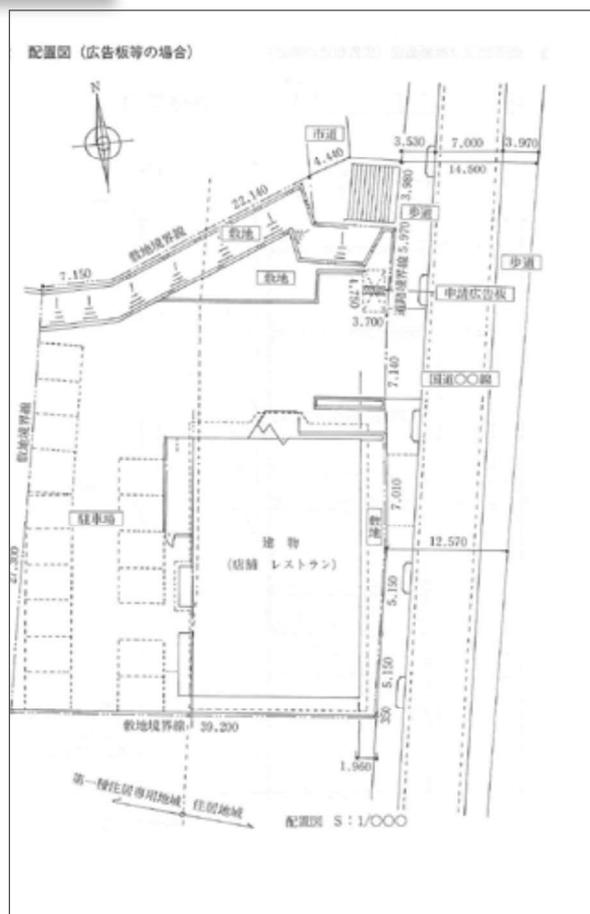
#### 静岡市屋外広告物条例第10条第1項

- (1) 氏名及び住所
- (2) 広告物又は掲出物件の種類
- (3) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所
- (4) 表示の内容
- (5) 形状、面積、材料及び構造
- (6) 色彩、意匠その他表示の方法
- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

#### 静岡市屋外広告物条例第10号第2項

- (1) 案内図
- (2) 仕様書及び設計図
- (3) 色彩及び意匠を表す図面
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定めるもの

### 案内図参考例



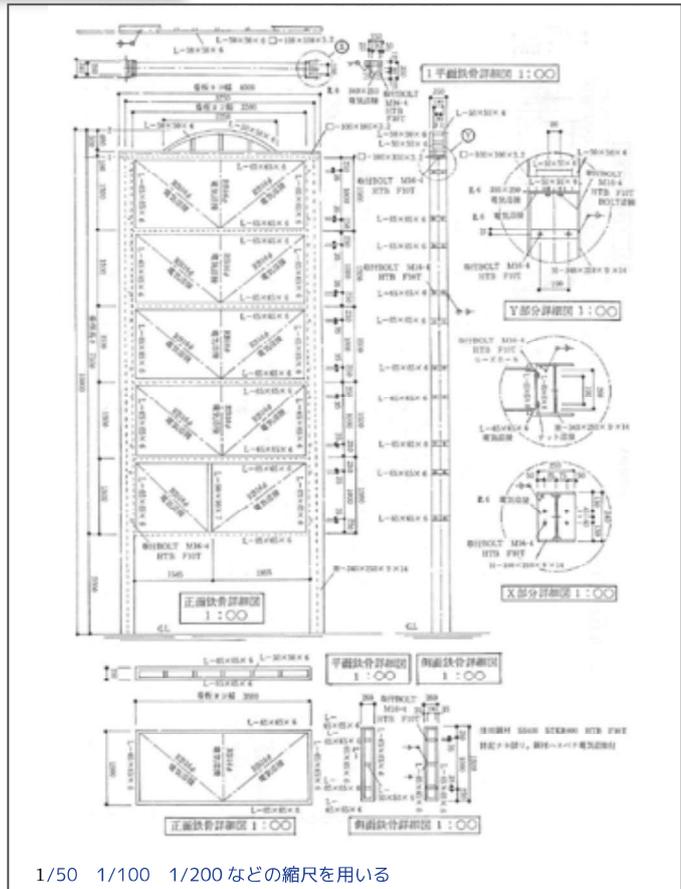
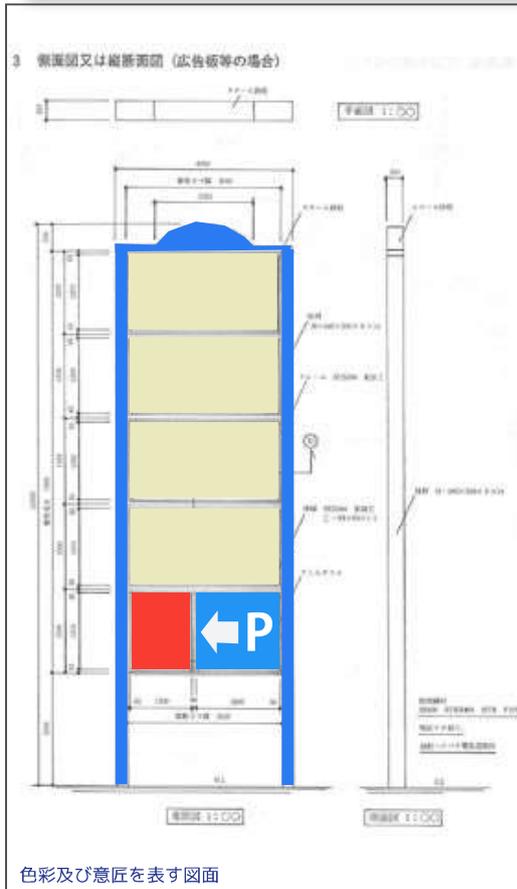
通常、北を上にして作成します。

図面の縮尺は特に定められていませんが、通常、1/2500、1/3000の白地図に申請敷地を明示、又は概ね1/1500の住宅地図のコピーに申請敷地を明示。

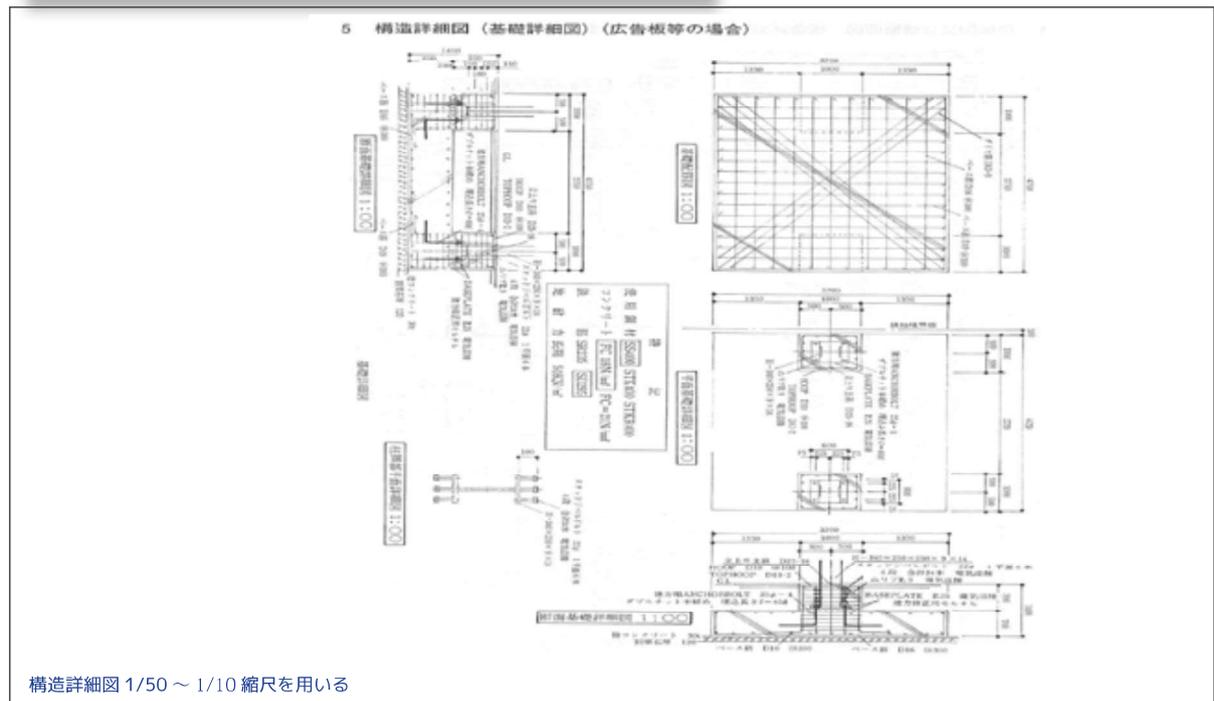
通常、北を上にして作成します。

図面の縮尺は特に定められていませんが、通常、1/100又は1/200基礎、上部が道路内に入っていないか確認してください。がけ等の影響は問題ないか確認してください。

色彩及び意匠を表す参考例



構造詳細図参考例



## ○静岡市の規制地域の確認方法

①静岡市ホームページの「都市計画情報インターネット提供サービス」にアクセスします。

<静岡市トップページから>

ホーム⇒インターネットサービス⇒地図情報（防災・都市計画・道路等）

⇒都市計画情報インターネット提供サービス⇒「都市計画情報」のマップを開く

<URL>

[https://www.city.shizuoka.lg.jp/000\\_004562.html](https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_004562.html)



②住所を入力または選択します。

③「全てははずす」を押してから、「屋外広告物条例」にチェックをする。

④地図上の色から規制地域を判断します。



凡例

	第一種普通規制地域
	第二種普通規制地域
	第一種特別規制地域
	第二種特別規制地域

# ○工作物確認証明書

## 工作物の確認済書

第五号様式（第二条、第二条の二、第三条関係）（A4）

建築基準法第6条第1項の規定による  
確認済証

第 号  
年 月 日

建築主、設置者又は築造主 様  
建築主事等職氏名 印

下記による確認申請書に記載の計画は、建築基準法第6条第1項（建築基準法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

記

- 申請年月日 年 月 日
- 建築場所、設置場所又は築造場所  
静岡県静岡市〇〇区〇〇一丁目〇〇一〇〇
- 建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要  
（一般工作物）
  - 設置する建築物又は工作物（昇降機以外の工作物の場合は工作物名称）  
名称 〇〇〇〇株式会社看板
  - 工作物の種類 広告塔
  - 工作物の高さ 〇〇.〇〇〇m
  - 工作物の構造 鉄骨造
  - 工事種別  
■新築□増築□改築□その他（ ）
  - その他必要な事項
- 適合判定通知書の番号
- 適合判定通知書の交付年月日
- 適合判定通知書の交付者  
（注意）この証は、大切に保存しておいてください。

## 工作物の検査済書

第二十一号様式（第四条の四関係）（A4）

建築基準法第7条第5項の規定による  
検査済証

第 号  
年 月 日

建築主、設置者又は築造主 様  
建築主事等職氏名 印

下記に係る工事は、建築基準法第7条第4項の規定による検査の結果、建築基準法第6条第1項（建築基準法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

記

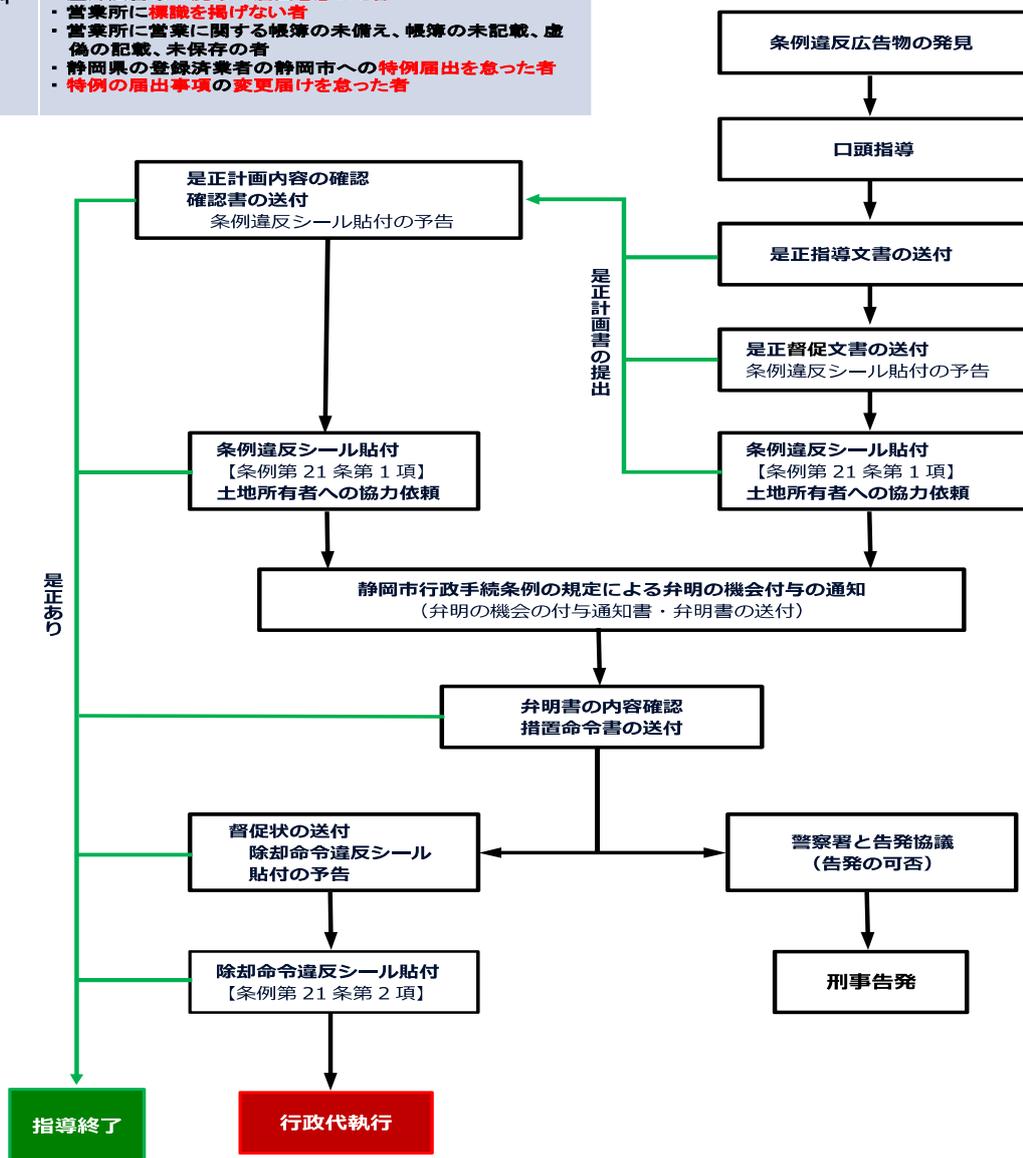
- 確認済証番号 第 号
- 確認済証交付年月日 年 月 日
- 確認済証交付者
- 建築場所、設置場所又は築造場所  
静岡県静岡市〇〇区〇〇一丁目〇〇一〇〇
- 検査を行った建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要  
（一般工作物）
  - 工作物の名称 〇〇〇〇株式会社看板
  - 工作物の種類 広告塔
  - 工作物の高さ 〇〇.〇〇〇m
  - 工作物の構造 鉄骨造
  - 工事種別  
■新築□増築□改築□その他（ ）
  - その他必要な事項
- 検査後も引き続き建築基準法第3条第2項（同法第86条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合は、その根拠となる規定及び不適合の規定
- 検査年月日 年 月 日
- 委任した建築主事氏名 建築主事等職氏名 印  
（注意）この証は、大切に保存しておいてください。

○是正指導のフロー

違反広告物に対する措置等

罰則(条例第37条～第41条)

罰則	違反行為
1年以下の懲役 又は 50万円以下の罰金	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録を受けずに屋外広告業を営んだ者</li> <li>不正の手段により登録を受けた者</li> <li>営業停止の命令に違反して屋外広告業を営んだ者</li> </ul>
50万円以下の罰金	<ul style="list-style-type: none"> <li>違反広告物に対する表示・設置の停止、除却等の命令に違反した者</li> </ul>
30万円以下の罰金	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域などの規制に違反した広告物の表示・設置・変更・改造をした者、除却しなかった者</li> <li>登録事項の変更を届出をせず又は虚偽の届出をした者</li> <li>業務主任者を選任しなかった者</li> </ul>
20万円以下の罰金	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外広告物の資料の未報告、虚偽の報告、立入り検査の拒否・妨害・忌避した者</li> <li>屋外広告業者に対しての営業に対する未報告、虚偽の報告、立入り検査の拒否・妨害・忌避した者</li> </ul>
5万円以下の過料	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外広告業の廃業の届出を怠った者</li> <li>営業所に標識を掲げない者</li> <li>営業所に営業に関する帳簿の未備え、帳簿の未記載、虚偽の記載、未保存の者</li> <li>静岡県登録済業者の静岡市への特例届出を怠った者</li> <li>特例の届出事項の変更届けを怠った者</li> </ul>



# 技

わざ



静岡県 安全点検結果の報告書記入について

様式第4号（第13条関係）

屋外広告物安全点検報告書

対象物件	広告物の表示又は設置の場所			
	表示(設置)年月日 〔当初表示(設置)年月日〕	年 月 日 〔 年 月 日〕		
	現在受けている許可の年月日 及びその番号	年 月 日	番 号	
点検項目等		補修を要する 不良な箇所	補修の概要	
			補修年月日	補修の内容
基礎部・ 上部構造	1 上部構造全体の傾斜及びぐらつき	有・無	年 月 日	
	2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの 隙間及び支柱のぐらつき	有・無	年 月 日	
	3 鉄骨のサビ発生及び塗装の老朽化	有・無	年 月 日	
支持部	1 鉄骨接続部（溶接部・プレート）の 腐食、変形及び隙間	有・無	年 月 日	
	2 鉄骨接続部（ボルト・ナット・ビス） のゆるみ及び欠落	有・無	年 月 日	
取付部	1 アンカーボルト及び取付部プレート の腐食及び変形	有・無	年 月 日	
	2 溶接部、コーキング等の劣化	有・無	年 月 日	
	3 取付対象部（柱・壁・スラブ）及び取 付部周辺の異常	有・無	年 月 日	
広告板	1 表示画板、切り文字等の腐食、破損及 び変色並びにビス等の欠落	有・無	年 月 日	
	2 側板及び表示画板押さえの腐食、 破損、ねじれ、変形及び欠損	有・無	年 月 日	
	3 広告板底部の腐食、水抜き穴の詰 まり	有・無	年 月 日	
照明装置	1 照明装置の不点灯及び不発光	有・無	年 月 日	
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さ び及び漏水	有・無	年 月 日	
	3 周辺機器の劣化及び破損	有・無	年 月 日	
その他	1 付属部材の腐食及び破損	有・無	年 月 日	
	2 避雷針の腐食及び損傷	有・無	年 月 日	
	3 その他点検した事項 ( )	有・無	年 月 日	
点検した年月日		年 月 日		
点検実施者	住 所			
	氏 名			
	備 考			

（注）対象物件が堅牢な広告物又はこれを掲出する物件である場合は、点検実施者の資格等を証する書面又はその写しを添付すること。

## 記入例

様式第4号（第13条関係）

屋外広告物安全点検報告書

対象物件	広告物の表示又は設置の場所	静岡市〇区〇〇町〇番〇号			現在の許可内容に記入済み。ただし、未記入の場合は現在の許可内容を記載して下さい。
	表示(設置)年月日 〔当初表示(設置)年月日〕	〇年 〇月 〇日 〔 〇年 〇月 〇日〕			
	現在受けている許可の年月日及びその番号	〇年 〇月 〇日	番号	〇-〇〇〇	
点検項目等		補修を要する不良な箇所	補修の概要		
			補修年月日	補修の内容	
基礎部・上部構造	1 上部構造全体の傾斜及びぐらつき	有・無	年月	点検後、補修を要する不良な箇所が「有」の場合は補修を行ってください。 <b>安全が確認できないと、申請を受付できません。</b>	
	2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間及び支柱のぐらつき	有・無	年月		
	3 鉄骨のサビ発生及び塗装の老朽化	有・無	年月日		
支持部	1 鉄骨接続部（溶接部・プレート）の腐食、変形及び隙間	有・無	年月日		
	2 鉄骨接続部（ボルト・ナット・ビス）のゆるみ及び欠落	有・無	年月日		
取付部	1 アンカーボルト及び取付部プレートの腐食及び変形	有・無	〇年〇月〇日	ボルトを交換	
	2 溶接部、コーキング等の劣化	有・無	年月日		
	3 取付対象部（柱・壁・スラブ）及び取付部周辺の異常	有・無	年月日	補修を行った場合は、補修年月日と補修内容を記載してください。	
広告板	1 表示画板、切り文字等の腐食、破損及び変色並びにビス等の欠落	有・無	年月日		
	2 側板及び表示画板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形及び欠損	有・無	年月日		
	3 広告板底部の腐食、水抜き穴の詰まり	有・無	年月日		
照明装置	1 照明装置の不点灯及び不発光	有・無	年月日		
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび及び漏水	有・無	年月日		
	3 周辺機器の劣化及び破損	有・無	年月日		
その他	1 付属部材の腐食及び破損	有・無	年月日		
	2 避雷針の腐食及び損傷	有・無	年月日		
	3 その他点検した事項 ( )	有・無	年月日		
点検した年月日		〇年 〇月 〇日			
点検実施者	住所	静岡市〇〇町〇〇			
	氏名	〇〇〇〇			
	備考				

（注）対象物件が堅牢な広告物又はこれを掲出する物件である場合は、点検実施者の資格等を証する書面又はその写しを添付すること。

静岡県 安全点検結果の報告書記入について

屋外広告物点検写真帳（参考）

①		(表示内容)
(広告物種類)		
基礎部・	異常有 <input type="checkbox"/>	
上部構造	異常無 <input type="checkbox"/>	
支持部	異常有 <input type="checkbox"/>	
	異常無 <input type="checkbox"/>	
取付部	異常有 <input type="checkbox"/>	
	異常無 <input type="checkbox"/>	
広告板	異常有 <input type="checkbox"/>	
	異常無 <input type="checkbox"/>	
照明装置	異常有 <input type="checkbox"/>	
その他	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	
②		(表示内容)
(広告物種類)		
基礎部・	異常有 <input type="checkbox"/>	
上部構造	異常無 <input type="checkbox"/>	
支持部	異常有 <input type="checkbox"/>	
	異常無 <input type="checkbox"/>	
取付部	異常有 <input type="checkbox"/>	
	異常無 <input type="checkbox"/>	
広告板	異常有 <input type="checkbox"/>	
	異常無 <input type="checkbox"/>	
照明装置	異常有 <input type="checkbox"/>	
その他	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	
③		(表示内容)
(広告物種類)		
基礎部・	異常有 <input type="checkbox"/>	
上部構造	異常無 <input type="checkbox"/>	
支持部	異常有 <input type="checkbox"/>	
	異常無 <input type="checkbox"/>	
取付部	異常有 <input type="checkbox"/>	
	異常無 <input type="checkbox"/>	
広告板	異常有 <input type="checkbox"/>	
	異常無 <input type="checkbox"/>	
照明装置	異常有 <input type="checkbox"/>	
その他	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	

※異常が発見された場合に作成します。

屋外広告物点検写真帳（参考）

②		(表示内容)
(広告物種類)		
補修前	(異常部写真：対応前)	
補修後	(異常部写真：対応後)	
異常箇所・状態		(対応内容の詳細)
対応方法		
経過観察	<input type="checkbox"/>	
要補修	<input type="checkbox"/>	
撤去	<input type="checkbox"/>	

## ○安全点検記録(案)

屋外広告物安全点検記録の参考書式です  
Excel プルダウン記入方式

安全点検記録

整理番号		総合評価	
------	--	------	--

下記の通り安全点検を実施したので報告します。なお、報告内容に相違ありません。

設置者	会社名		TEL	
	住所	〒		
管理者 (点検者)	会社名		TEL	
	住所	〒		
	屋外広告業登録No		担当者	
管理者資格/No.			No.	
看板アイテム			点検種別	
設置場所	〒			
設置年月日			点検実施日	

全景写真	近景写真
------	------

評価部位	評価	コメント
①壁面評価		
②アンカーボルト評価		
③ブラケット/カバー評価		
④内部鉄骨評価		
⑤フレーム評価		
⑥フレーム(押え)評価		
⑦表示面板評価		
⑧電材評価		
⑨付属部材評価		

## ○安全点検記録（案）

屋外広告物安全点検記録の参考書式です  
Excel プルダウン記入方式

## 安全点検録

整理番号				総合評価			令和 年 月 日
設置者	会社名				TEL		
	住所	〒					
管理者 (点検者)	会社名				TEL		
	住所	〒					
	屋外広告業登録No				担当者		
管理者資格/No.				No.			
看板アイテム				点検種別			
設置場所	〒						
設置年月日				点検実施日			
設置躯体種別							
照明設備		照射方法		照明種別			
看板寸法	H	×	W	×	D		
①壁面	項目評価	画像			画像		
ヒビ							
盛り上がり変形							
コメント							
②アンカーボルト	項目評価	画像			画像		
サビ・腐食・劣化							
ぐらつき・緩み							
欠落							
アンカー数/1ブラケット							
アンカーの全数							
コメント							
③ブラケット/カバー	項目評価	画像			画像		
鉄骨のサビ・劣化							
板金のサビ・劣化							
水抜き孔							
ビスの緩み・欠落							
ブラケットの全数							
コメント							

# 参考資料

## ○安全点検記録(案)

屋外広告物安全点検記録の参考書式です  
Excel プルダウン記入方式

④内部鉄骨	項目評価	画像	画像
サビ・腐食・劣化			
変形			
接合部の緩み・欠落			
コメント			

⑤フレーム	項目評価	画像	画像
サビ・腐食・劣化			
変形			
水抜き孔			
水たまり有無			
コメント			

⑥フレーム(押え)	項目評価	画像	画像
サビ・腐食・劣化			
変形			
ビスの緩み			
コメント			

⑦表示面板	項目評価	画像	画像
サビ・腐食・劣化			
破損			
膨張			
コメント			

⑧電材	項目評価	画像	画像
サビ・腐食・劣化			
配線の漏電・劣化			
コメント			

## ○安全点検記録（案）

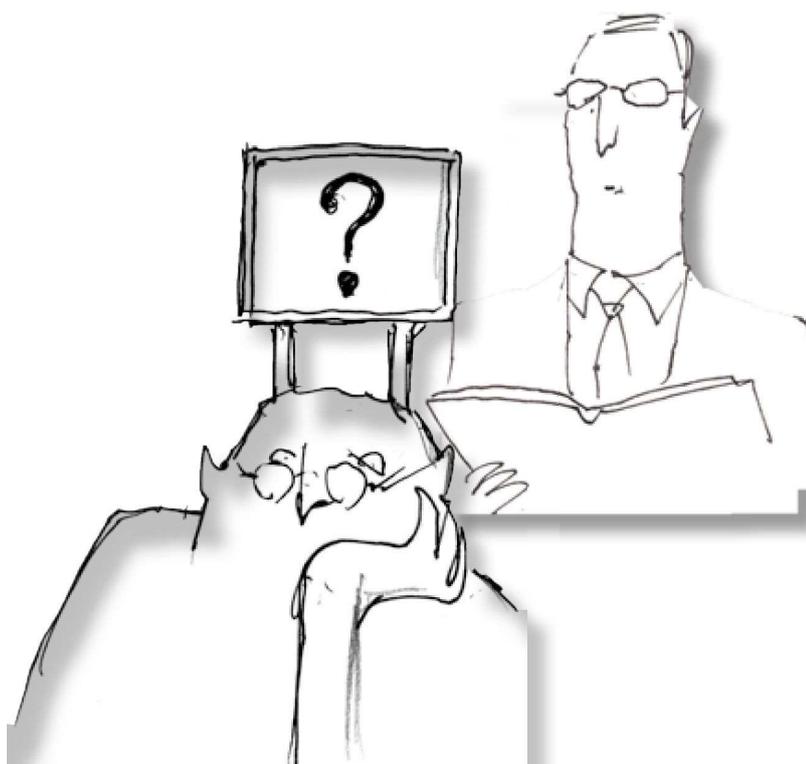
◎付属部品	項目評価		
サビ・腐食・劣化		画像	画像
破損・電食			
コメント			

この点検記録が必要な場合は下記にお問い合わせください。

静岡市建築総務課

tel 054-221-1123

屋外広告係



## ○屋外広告物点検基準(案)－1

平成 28 年 11 月 30 日

一般社団法人日本屋外広告業団体連合会  
公益社団法人日本サイン協会  
一般社団法人サインの森

### (適用範囲)

第 1 条 屋外広告物点検基準は、屋外広告物等の新設及び維持に係る点検に適用する。

### (用語の定義)

第 2 条 点検基準書において用いる用語の意義は、次の通りとする。

- 一. 「点検」とは、屋外広告物等(以下、広告物等という。)について、損傷、変形、腐食等に関する異常・不具合の有無を調査し、保守又は修理等の措置が必要かどうかの判断を行い、点検記録(第 7 条)を作成すること。
- 二. 「目視点検」とは、目視による点検を行うこと。
- 三. 「標準点検」とは、おおむね 60 センチメートル以内に近づき、目視、触診、打音及び検査により広告物等の外部及び内部等について、点検を行うこと。
- 四. 「詳細点検」とは、測定器具を用い広告物等を構成する部材について詳細な計測や検査を行うこと。
- 五. 「保守」とは、広告物等の清掃、塗装、消耗品及び工事を伴わない不良な部材の交換を行うこと。
- 六. 「修理」とは、広告物等の本体部分及び本体支持部分若しくは基礎部分に生じた損傷、変形、腐食等の原因を解消し、安全に機能させるための工事を伴う措置をいう。
- 七. 「広告用構築物」とは、自立看板、野立看板、広告塔等基礎又は杭等で地面に固定され、自立している広告物をいう。
- 八. 「建物付属設備」とは、袖看板・壁面看板等建築物に固定された広告物をいう。
- 九. 「固定式スタンド看板等」とは、基礎や杭等で固定されずに自立している広告物をいう。
- 十. 「委託者」とは、広告物等を所有する者又は広告物等の掲出についての許可を申請した者又は所有者から管理を委託された者で、点検を委託する者。
- 十一. 「受託者」とは、広告物等の状態を点検し、報告するために必要な技能と知識を有する資格者又は資格者を雇用する事業主で、委託者からの委託を受けて点検を行う者。
- 十二. 「専門点検技能者」とは、詳細点検を行うことができる装置を有し、詳細点検を行うために必要な技能と知識を有する資格者又は資格者を雇用する事業主。

### (点検作業)

第 3 条 受託者は、点検作業者に作業を行わせるものとする。

2. 点検作業者は、業務の履行に関し必要な技能と知識を有する者でなければならない。

### (実施管理)

第 4 条 受託者は、安全に点検出来るように事前に計画を立て、業務の実施にあたっては、事前に立てた計画に従って業務を履行しなければならない

### (点検の目的)

第 5 条 点検の目的は、広告物等の損傷、変形及び経年的損傷、腐食などによる不良部分を発見することによる機能損失と災害の未然防止のほか、計画的な更新のために健全度や劣化傾向を把握し、修理を行うための資料を得ることを目的とする。

### (点検の対象)

第 6 条 点検の対象は、全ての広告物等を対象とするが、特に道路に接近していること、設置の高さ、大きさを考慮し、私有地の敷地境界を越えて危害を与える可能性の高い広告物等については、受託者は条例による規制の有無に関わらず業務担当者による点検を確実に行う。

## ○屋外広告物点検基準（案）－ 2

一般社団法人日本屋外広告業団体連合会  
 公益社団法人日本サイン協会  
 一般社団法人サインの森

### （点検記録の作成）

第7条 受託者は、広告物等の状況変化や経過等が把握できるよう、写真等現場状況を確認できる資料を添え、別表1の様式に準じた点検結果の記録を作成するものとする。

2. 点検記録は、1年間有効とする。

### （点検記録の保存）

第8条 受託者及び点検作業者は、点検結果の記録について、当該広告物等を撤去するまでの間、保持すると共に、委託者に対しても記録の保存を求めなければならない。

### （広告物の耐用年数）

第9条 広告物等の構造部分の耐用年数の目安は、金属製であるものについてはおおむね10～20年、それ以外のものについては10年とする。

### （広告物の点検頻度）

第10条 点検する部位ごとの頻度は、別表2による。

### （点検の共通事項）

第11条 受託者は、広告物の保守については、第4条の規定に関わらず作業を行うことができる。

2. 受託者は、点検記録には広告物等の状態が分かる写真を添付するとともに、検査又は試験を実施した場合には測定値を記録する。
3. 点検に際し受託者は、別表4に定める法令への適合事項について確認を行い、これに適合していない場合には、委託者に対し適切な措置を取るよう遅滞なく伝える。

### （目視点検）

第12条 目視点検は、広告物等の各部におけるキズ、汚れ、変形、錆等の状態について点検するものとする。

### （標準点検）

第13条 標準点検は、都道府県条例において点検に必要な技能と知識を有すると認められた資格者により、広告物等の種類に応じ定める別表3-1に定める点検箇所について各内容の状態を調査する。

2. 点検にあたっては、必要に応じ高所作業車又は足場を用い、外部だけでなく外装材を外し、各内部も含め確実に点検を行う。
3. 各部の特性に応じ、触診、打音及び検査を行う。

### （詳細点検）

第14条 詳細点検は、広告物等の種類に応じ別表3-2に定める点検箇所について、専門点検技能者により行う次の測定等を内容とする点検をいう。

- 一.(寸法測定)経年劣化による錆、垂れ、歪み及び変形など筐体破壊の進行を確認するために、寸法、厚み角度などの測定器具を使用する点検。
- 二.(試験)測定機器等を用い、アンカーボルトの引抜き強度、鋼材の肉厚測定等の調査を行う点検。

### （点検結果の評価方法）

第15条 点検評価は、レベルA、レベルB、レベルC、レベルDにより評価する。

- 一.レベルAは、点検結果が良好な状態を示す。
- 二.レベルBは、劣化が認められる、経過観察を要する状態を示す。
- 三.レベルCは、劣化が進行している、次回までに改善が必要な状態を示す。
- 四.レベルDは、劣化のため危険が認められる、修理又は撤去が必要な状態を示す。

○屋外広告物点検基準(案) - 3

一般社団法人日本屋外広告業団体連合会  
公益社団法人日本サイン協会  
一般社団法人サインの森

屋上、建植、突出、壁面の4)

別表2

新設：新設時  
地震：地震台風の  
①目視：目視点検  
②標準：標準点検

部位	新設	地震	経年				
			3年	6年	9年	12年	15年
全体	②標準	①目視	①目視	②標準	②標準	②標準	②標準
1 アンカー	打音	目視	目視	打音	打音	打音	打音
2 ブラケット	触診	目視	目視	触診	触診	触診	触診
3 ブラケットカバー	触診	目視	目視	触診	触診	触診	触診
4 ジョイント	触診	目視	目視	触診	触診	触診	触診
5 鉄骨	触診	目視	目視	触診	触診	触診	触診
6 枠	触診	目視	目視	触診	触診	触診	触診
7 押さえ	触診	目視	目視	触診	触診	触診	触診
8 面板	触診	目視	目視	触診	触診	触診	触診
9 電材	検査	目視	目視	検査	検査	検査	検査
10 ビス	目視	目視	目視	触診	触診	触診	触診

部位	経年				
	16年	17年	18年	19年	20年
全体	②標準	②標準	②標準	②標準	②標準
1 アンカー	打音	打音	打音	打音	打音
2 ブラケット	触診	触診	触診	触診	触診
3 ブラケットカバー	触診	触診	触診	触診	触診
4 ジョイント	触診	触診	触診	触診	触診
5 鉄骨	触診	触診	触診	触診	触診
6 枠	触診	触診	触診	触診	触診
7 押さえ	触診	触診	触診	触診	触診
8 面板	触診	触診	触診	触診	触診
9 電材	検査	検査	検査	検査	検査
10 ビス	触診	触診	触診	触診	触診

※設置後の年数が不明な広告物等の初回点検は標準点検とする。  
※塩害・強風など特殊環境下にある広告物等は点検頻度を高める。

別表3-1 標準点検時の点検項目

※印の区分については、仕様上存在しない場合には点検は不要。  
袖看板(突出し看板)の主な点検箇所

区分	項目
壁面	ヒビ
	盛り上がり変形
アンカーボルト	サビ・劣化 ぐらつき、欠落
ブラケット	鉄骨のサビ・劣化
ブラケットカバー	板金のサビ・劣化、水抜きは正常か ビスにゆるみはないか
内部鉄骨	サビ・劣化、変形
フレーム	サビ・腐食・劣化、変形 水たまりはないか、水抜きは正常か
フレーム枠(押さえ)	サビ・腐食・劣化、変形、ビスの緩み
※振れ止め棒	サビ・劣化・設置の有無、取付部ビス緩み・変形
※丁番・バチン錠など	破損・電食、腐食はないか
表示面板	劣化・破損・熱伸び、ヒビ・割れ・膨らみ・抜け
電材	機具の寿命・コードの劣化・断線

壁面看板の主な点検箇所

区分	項目
壁面	ヒビ
	盛り上がり変形
アンカーボルト	サビ・劣化 ぐらつき、緩み
内部鉄骨	サビ・劣化、変形
フレーム	サビ・腐食・劣化、変形 水たまりはないか、水抜きは正常か
フレーム枠(押さえ)	サビ・腐食・劣化、変形、ビスの緩み
※丁番・バチン錠など	破損・電食、腐食はないか
※フレーム回りコーキング	
表示面板	劣化・破損・熱伸び、ヒビ・割れ・膨らみ・抜け
電材	機具の寿命・コードの劣化・断線

別表3-2 詳細点検時の測定項目

※印の区分については、仕様上存在しない場合には点検は不要。  
袖看板(突出し看板)の主な点検箇所と測定値

区分	測定・確認項目
壁面	引抜強度
アンカーボルト	せん断応力 引抜強度
ブラケット	肉厚減少・変形
ブラケットカバー	水抜き孔は正常か ビスにゆるみはないか
内部鉄骨	肉厚減少・変形
フレーム	肉厚減少・変形 水抜き孔は正常か
フレーム枠(押さえ)	肉厚減少・変形・ビスの緩み
※振れ止め棒	取り付け部ビス緩み・変形
※丁番・バチン錠など	腐食はないか
表示面板	ヒビ・割れ・膨らみ・抜け
電材	故障(機能不全)・漏電

壁面看板の主な点検箇所と測定値

区分	測定・確認項目
壁面	引抜強度
アンカーボルト	せん断応力 緩み・引抜強度
内部鉄骨	肉厚減少・変形
フレーム	肉厚減少・変形 水抜き孔は正常か
フレーム枠(押さえ)	肉厚減少・変形・ビスの緩み
※丁番・バチン錠など	腐食はないか
※フレーム回りコーキング	
表示面板	ヒビ・割れ・膨らみ・抜け
電材	故障(機能不全)・漏電

# ○屋外広告物点検基準（案）－4

一般社団法人日本屋外広告業団体連合会  
公益社団法人日本サイン協会  
一般社団法人サインの森

別表4  
袖看板の法令適合確認事項

区分	項目	確認事項
看板高さ4Mを超えるもの	構造計算書の有無	工作物確認申請
看板の設置位置が基準を満たしているか	看板最下端が車道で○0m以上あるか	地域別で許可基準を確認してください
	看板最下端が歩道で○0m以上あるか	
看板が敷地からはみ出していないか	道路の上空を占用していないか	道路占用許可申請

壁面看板の法令適合確認事項

区分	項目	確認事項
看板高さ4Mを超えるもの	構造計算書の有無	工作物確認申請
看板の設置位置が基準を満たしているか	看板最下端が車道で○0m以上あるか	地域別で許可基準を確認してください
	看板最下端が歩道で○0m以上あるか	
看板が敷地からはみ出していないか	道路の上空を占用していないか	道路占用許可申請

ポール看板(建植看板)の法令適合確認事項

区分	項目	確認事項
看板高さ4Mを超えるもの	構造計算書の有無	工作物確認申請
看板高さ4Mを超えるもので、後付けてサブ看板を設置しているもの	構造計算書の再製作	工作物確認申請の追加変更の申請
看板が敷地からはみ出していないか	道路の上空を占用していないか	道路占用許可申請
看板の敷地外部分が準を満たしているか	看板最下端が車道で○0m以上あるか	地域別で許可基準を確認してください
	看板最下端が歩道で○0m以上あるか	

塔屋看板(広告塔)の法令適合確認事項

区分	項目	確認事項
看板高さ4Mを超えるもの	構造計算書の有無	工作物確認申請
看板が敷地からはみ出していないか	道路の上空を占用していないか	道路占用許可申請

野立て看板の法令適合確認事項

区分	項目	確認事項
看板高さ4Mを超えるもの	構造計算書の有無	工作物確認申請
看板高さ4Mを超えるもので、後付けてサブ看板を設置しているもの	構造計算書の再製作	工作物確認申請の追加変更の申請

ポール看板(建植看板)の主な点検箇所と測定値

区分	測定・確認項目	
基礎部分・根巻き	強度確認	
支柱	肉厚減少・変形・水のたまり	
串刺式	ポール首回り	肉厚減少・変形
	貫通ボルト	緩み
盤上式	剛性の状況	ねじれ・傾き
	接合部ボルト	緩み
ポール袖	ブラケット	肉厚減少・変形
	ブラケットカバー	水抜き孔は正常か・ビス緩み
	※振れ止め棒	取り付け部ビス緩み・変形
内部鉄骨	肉厚減少・変形	
フレーム	肉厚減少・変形	
	水抜き孔は正常か	
フレーム枠(押さえ)	肉厚減少・変形・ビスの緩み	
※丁番・パチン錠など	腐食はないか	
表示面板	ヒビ・割れ・膨らみ・抜け	
電材	故障(機能不全)・漏電	

塔屋看板(広告塔)の主な点検箇所と測定値

区分	測定・確認項目
基礎部分・根巻き	強度確認
アンカー	引抜強度
支柱・鉄骨構造部	肉厚減少・変形
本体接合部	肉厚減少・変形・トルク管理
広告面	肉厚減少・変形
額縁(外周部分)	肉厚減少・変形・ビスの緩み
電材	故障(機能不全)・漏電
電材突き出し部材	肉厚減少・変形・ビスの緩み

野立て看板の主な点検箇所

区分	項目
基礎部分・根巻き	ヒビ・盛り上がり変形
支柱	鉄骨のサビ・劣化・内部の状況・変形・水のたまり
アンカー	サビ・劣化・ぐらつき
本体接合部	サビ・劣化・変形
広告面	サビ・腐食・劣化・変形
額縁(外周部分)	サビ・腐食・劣化・変形・ビスの緩み
電材	機具の寿命・コードの劣化・断線
電材突き出し部材	取付部のサビ、ガタツキ、変形・ビスの緩み

ポール看板(建植看板)の主な点検箇所

区分	項目	
基礎部分・根巻き	ヒビ・盛り上がり変形	
支柱	鉄骨のサビ・劣化・内部の状況・変形・水のたまり	
串刺式	ポール首回り	サビ・変形
	貫通ボルト	サビ・劣化・緩み
盤上式	剛性の状況	外圧による変形、ねじれ・傾き
	接合部ボルト	サビ・劣化・緩み
ポール袖	ブラケット	鉄骨のサビ・劣化・変形
	ブラケットカバー	鉄骨のサビ・劣化、水抜き孔は正常か・ビス緩み
	※振れ止め棒	サビ・劣化・設置の有無、取り付け部ビス緩み・変形
内部鉄骨	サビ・劣化・変形	
フレーム	サビ・腐食・劣化・変形	
	水のたまりはないか、水抜き孔は正常か	
フレーム枠(押さえ)	サビ・腐食・劣化・変形・ビスの緩み	
※丁番・パチン錠など	破損・電食・腐食はないか	
表示面板	劣化・破損・熱伸び、ヒビ・割れ・膨らみ・抜け	
電材	機具の寿命・コードの劣化・断線	

塔屋看板(広告塔)の主な点検箇所

区分	項目
基礎部分・根巻き	ヒビ・盛り上がり変形
アンカー	サビ・劣化・ぐらつき
支柱・鉄骨構造部	鉄骨のサビ・劣化・変形
本体接合部	鉄骨のサビ・劣化・ボルトの緩み・変形
広告面	サビ・腐食・劣化・変形
額縁(外周部分)	サビ・腐食・劣化・変形・ビスの緩み
電材	機具の寿命・コードの劣化・断線
電材突き出し部材	取付部のサビ、ガタツキ、変形・ビスの緩み

野立て看板の主な点検箇所と測定値

区分	測定・確認項目
基礎部分・根巻き	強度確認
支柱	肉厚減少・変形・水のたまり
アンカー	引抜強度
本体接合部	肉厚減少・変形
広告面	肉厚減少・変形
額縁(外周部分)	肉厚減少・変形・ビスの緩み
電材	故障(機能不全)・漏電
電材突き出し部材	肉厚減少・変形・ビスの緩み

## 点検・保守契約書

### 屋外広告物の点検・保守に関する契約書

公益社団法人 静岡県屋外広告協会 作成

委託者 (以下甲という) と受託者 (以下乙という) は、下記の屋外広告物・掲出物件 (以下本物件という) の点検・保守につき、下記のとおり契約する。

#### A 本契約の対象となる屋外広告物・掲出物件

設置の場所 静岡市 区

広告物・掲出物件の種類 屋上看板 ・ 壁面看板 ・ 突出看板 ・ 野立看板 ・ その他

広告物の表示内容

広告物・掲出物件の数量

広告物・掲出物件の設置年月日 年 月 日

前回許可 年 月 日 第 号

【広告物・掲出物件を特定する写真等】

B 本契約の対象となる屋外広告物・掲出物件と甲との関係  
所有者 / 占有者 / 使用者 / その他( )

C 点検・保守の日時又は期間

■一回限りの点検・保守を行う場合

点検・保守日 令和 年 月 日

点検の種類※ 目視点検 / 標準点検 / 詳細点検 / その他

詳細点検報告書作成の有無※ あり / なし (申請: 有 / 無)

## ■定期的に保守・点検を行う場合

点検・保守の期間 自 令和 年 月 日  
至 令和 年 月 日

## 点検・保守の時期と種類※

(予定) 令和 年 月 : 目視点検 / 標準点検 / 詳細点検  
令和 年 月 : 目視点検 / 標準点検 / 詳細点検  
令和 年 月 : 目視点検 / 標準点検 / 詳細点検  
令和 年 月 : 目視点検 / 標準点検 / 詳細点検  
令和 年 月 : 目視点検 / 標準点検 / 詳細点検

詳細点検報告書作成の有無※ あり / なし (申請: 有 / 無)

※静岡県屋外広告物安全点検ガイドラインが推奨する点検頻度と種類は以下のとおりです。

- ・制作してから4年以下の広告物・掲出物件は2年毎に目視点検を行う。
- ・制作してから4年を超えた広告物・掲出物件は2年毎に標準点検を行う。
- ・制作してから10年以上経過した広告物・掲出物件は、許可申請の際に詳細点検の報告書を添付する。

## D 乙の損害保険の加入の有無

加入あり / 加入なし

(加入する損害保険の名称: )

## E 乙の報酬および甲の支払方法

金額 金 円也

支払期限 令和 年 月 日

支払方法 乙が別途指定した預金口座に一括して振り込んで支払う。

## (総 則)

第1条 甲は、本物件に関し、本契約書及び別紙仕様書で定めた業務（以下「本件業務」という。）を、乙に委託し、乙はこれを受託する。

## (用語の定義)

第2条 本契約において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1)「点検」とは、屋外広告物及び掲出物件の損傷、変形、腐食等に関する異常・不具合の有無を調査し、保守及びその他の措置が必要かどうかの判断を行うことをいう。但し、現状調査を目的とするため、1回の点検により将来に亘る安全を保証するものではない。
- (2)「保守」とは、屋外広告物及び掲出物件の清掃、消耗品の補充・交換等を行うことをいう。別紙仕様書において定める消耗品を除き、劣化した部品の取替えや修理等を含まない。
- (3)「修理」とは、屋外広告物及び掲出物件の本体、接合部、支持部若しくは基礎部分等に生じた損傷、変形、腐食の原因を解消し、安全に機能させるための措置又は工事をいう。
- (4)「業務担当者」とは、屋外広告士等、屋外広告物及び掲出物件の点検・保守に関する必要な技能・知識を有する者であって、本件業務の主たる業務（本件業務のうち、現場で行う点検・保守作業をいう。以下同じ。）を現場において担当する者をいう。

## (業務内容)

第3条 乙が受託する業務は、次のとおりとする。

- (1) 屋外広告物及び掲出物件の点検・保守を別紙仕様書の要領に基づいて実施し、その結果を甲に報告すること。
- (2) 屋外広告物及び掲出物件の点検中に危急の事を認めた場合の、落下防止措置等公衆に対する危害を防止するための緊急措置。
- (3) その他、屋外広告物及び掲出物件の点検・保守に必要な事項。
  - 2 本物件に関し修理を行う場合には、甲乙は、別途請負契約を締結する。

## (費 用)

第4条 乙は甲に対し、予め本物件の点検・保守に関する見積書等を提出し、甲の了承を得てから点検・保守業務を開始する。

2. 乙は甲に対し、本物件の消耗品の補充・交換等の保守に要した費用を別途請求できるものとする。
3. 前条1(2)の緊急措置に必要な費用については、乙は緊急措置を施した後に、甲に報告し請求することができる。

## (業務担当者)

第5条 乙は、本契約締結後、速やかに、本契約の業務担当者を定め、その氏名及び保有資格等を、甲に通知しなければならない。ただし、緊急時の業務等、乙が事前に通知することが困難なときは、業務後、速やかに通知することで足りるものとする。

2. 本契約の存続期間中において、乙が業務担当者を変更したときも前項と同様とする。

## 参考資料

### (乙の責務)

第6条 本契約に基づく乙の責務は、次のとおりとする。

- (1) 屋外広告物・掲出物件の点検・保守をする者として一般に要求される程度の注意（善管注意）をもって本件業務を行い、点検の結果により適切な判定を行うこと。
- (2) 本件業務を業務担当者に行わせること。
- (3) 本件業務の結果を第3条の定めに従い、文書等により甲に対して報告すること。
- (4) 本物件により事故が発生する恐れがあると認められる場合は、速やかに甲にその
- (5) 点検・保守を行う際には、予め甲に連絡して作業の日程を調整すること。

### (甲の責務)

第7条 本契約に基づく甲の責務は、次のとおりとする。

- (1) 甲は、本物件の所有者、占有者、又は使用者として、法令を遵守して、本物件を適切に維持管理する責任を負う。
- (2) 甲は、乙から提出された点検報告書の判定結果に従い、本物件を良好な状態に保持する責任を負う。
- (3) 甲は、乙が点検・保守を行うため、本物件への出入りなど、乙の求めに応じて必要な便宜を与える。

### (第三者への再委託)

第8条 乙は、甲の了解を得なければ、本件業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。

2. 乙が甲の了解を得て本件業務の全部又は一部を第三者に再委託した場合、乙は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 再委託した第三者の名称、その他甲が報告を求めた事項を、再委託した業務の開始前に甲又は甲が委託した管理者へ報告すること。ただし、緊急時の業務等、乙が事前に報告することが困難なときは、業務後、速やかに報告をすれば足りるものとする。
- (2) 再委託した本件業務について、甲に対して責任を負うこと。特に、再委託した第三者においても適切な対応がなされるよう、再委託契約においても各条の趣旨を踏まえた規定を置くこと。

### (書類の貸与等)

第9条 甲は、乙の求めに応じて、本物件に関する次の各号に掲げる書類を乙に貸与し、又は閲覧させるものとする。

- (1) 建築確認・検査の関係図書（建築確認図書に添付された書類を含む。）
  - (2) 乙以外の者が行った、保守・点検、不具合、事故及び災害に関する過去の作業報告書
  - (3) 法定点検等の行政庁に対する過去の報告書（該当事案がある場合に限り。）
  - (4) 欠陥等について製造業者が講じた措置に関する報告書（該当事案がある場合に限り。）
  - (5) その他適切に保守・点検の業務を行うために必要な書類（製造業者が作成した保守・点検に関する書類がある場合はそれを含む。）
2. 乙は、前項の書類の貸与を受けた場合において、本契約が終了したとき、別紙仕様書の変更等により不用となったとき又は甲から請求されたときは、当該書類を速やかに甲に返却しなければならない。

### (損害賠償)

第10条 甲及び乙は、故意又は過失により、相手方または第三者に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償する責任を負う。

### (免責事項)

第11条 天災地変等の不可抗力、その他乙の責に帰することのできない事由によって生じた損害については、乙はその責を負わないものとする。

- (2) 乙が甲に提出した点検報告書の判定結果において、危険・異常を認めた項目があるにもかかわらず、甲が修理などの対策を講じなかった場合の損害については、乙はその責を負わないものとする。
- (3) 乙の点検引き渡し後に、乙以外の者が行った点検・保守作業又は修理若しくは改造に起因する本物件の事故については、乙はその責を負わないものとする。

### (守秘義務)

第12条 乙は、正当な理由なくして、本契約及びその遂行上知り得た秘密を第三者に漏洩してはならない。この契約が終了した場合も、同様とする。

## (個人情報の保護)

第13条 甲及び乙は、個人情報保護法を順守するものとする。甲及び乙が個人情報取扱事業者に該当しない場合であっても、同法の規定の趣旨に従った個人情報の取扱いを遵守するものとする。

## (契約の解除)

第14条 甲及び乙は、その相手方が本契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行を催告のうえ本契約を解除することができる。

2. 甲及び乙は、その相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、催告その他の手続きを要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 銀行の取引を停止されたとき、破産、特別清算、民事再生手続もしくは会社更生手続開始の申立を受け、又は自らこれらの一を申し立てたとき。
  - (2) 第三者より差押え、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売申立てまたは公租公課滞納処分を受けたとき。
  - (3) 合併又は破産以外の事由により解散したとき。
  - (4) その他本契約を継続し難い重大な事由が発生したとき。
3. 前2項の規定にかかわらず、甲は、乙に対して、3カ月前までに書面をもって解除の申入れを行うことにより、本契約を終了させることができる。この場合、乙は、これによって生じる乙の損害の賠償を甲に請求することはできない。
4. 前3項による解除の効力は、将来に向かって生じるものとする。
5. 第1項から第3項までにおける解除の場合、次の各号のとおりとする。

- (1) 契約解除のときまでに行った本件業務に関して乙が甲に提出すべき作業報告書等がある場合、甲は、乙に対し、その作業報告書等の交付を請求することができる。また、すでに乙から甲に交付されている作業報告書等がある場合、甲は、これを利用することができる。
  - (2) 乙は、甲に対し、契約が解除されるまでの間履行した本件業務の日数に応じた委託業務費（以下「履行済み委託業務費」という。）の支払いを請求することができる。履行した本件業務の日数が一月に満たないときは、日割り計算するものとする。
  - (3) 前号において、甲が、委託業務費の一部又は全部を支払済みの場合であって、履行済み委託業務費の額が当該支払済みの委託業務費の額を超えるときは、乙は、甲に対し、その差額を請求することができる。また、履行済み委託業務費の額が当該支払済みの委託業務費の額に満たないときは、甲は、乙に対し、その差額の返還を請求することができる。
6. 甲及び乙は、第1項及び第2項の規定により本契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を相手方に請求することができる。

## (暴力団等排除条項)

第15条 甲及び乙はそれぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らの役員等（契約当事者が個人である場合にはその者を、契約当事者が法人である場合にはその役員を、契約当事者が管理組合である場合には理事をいう。以下、この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）、暴力団準構成員、暴力団関係者又は総会屋若しくはこれらに準ずる者の構成員ではないこと。
  - (2) 自らが暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）、総会屋ではなく、これらに準ずる者又は暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋若しくはこれらに準ずる者の構成員が経営又は運営に実質的にも関与していないこと。
  - (3) 役員等が暴力団、総会屋若しくはこれらに準ずる者又は暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋若しくはこれらに準ずる者の構成員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
  - (4) 自ら又は第三者を利用して、本契約に関して次の行為をしないこと
    - ア. 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
    - イ. 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
2. 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。
- (1) 前項（1）から（3）の確約に反する申告をしたことが判明した場合
  - (2) 前項（4）の確約に反した行為をした場合
3. 前条第4項及び第5項は、前項を事由とする解除に適用する。ただし、第1項に該当する当事者は、相手方に対し何らの請求をすることはできない。

(契約の更新)

第16条 甲又は乙が、その相手方に対して、本契約の有効期間が満了する日の90日前に書面をもって解約の申入れを行わない限り、本契約は当該有効期間が満了する日の翌日より更に一年間自動更新されるものとし、以後も同様とする。ただし、1回限りの点検・保守を行うものである場合を除く。

(委託業務費等の変更)

第17条 甲及び乙は、本契約締結後の諸材料の価格、労務費等の変動、法令改正その他の事由により委託業務費等を変更する必要があるときは、甲乙間で協議のうえ、変更契約書の締結をもって本契約を変更することができる。

(合意管轄裁判所)

第18条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、静岡地方裁所を第一審管轄裁判所とする。

(誠実義務等)

第19条 甲及び乙は、本契約に基づく義務の履行について、信義誠実をもって行わなければならない。  
2. 本契約に定めのない事項又は本契約について疑義を生じた事項については、甲及び乙は、誠意をもって協議するものとする。

以上のとおり契約し、これを証するため本書2通を作成し、甲・乙各記名捺印の上各自1通宛保有する

令和 年 月 日

(甲)

印

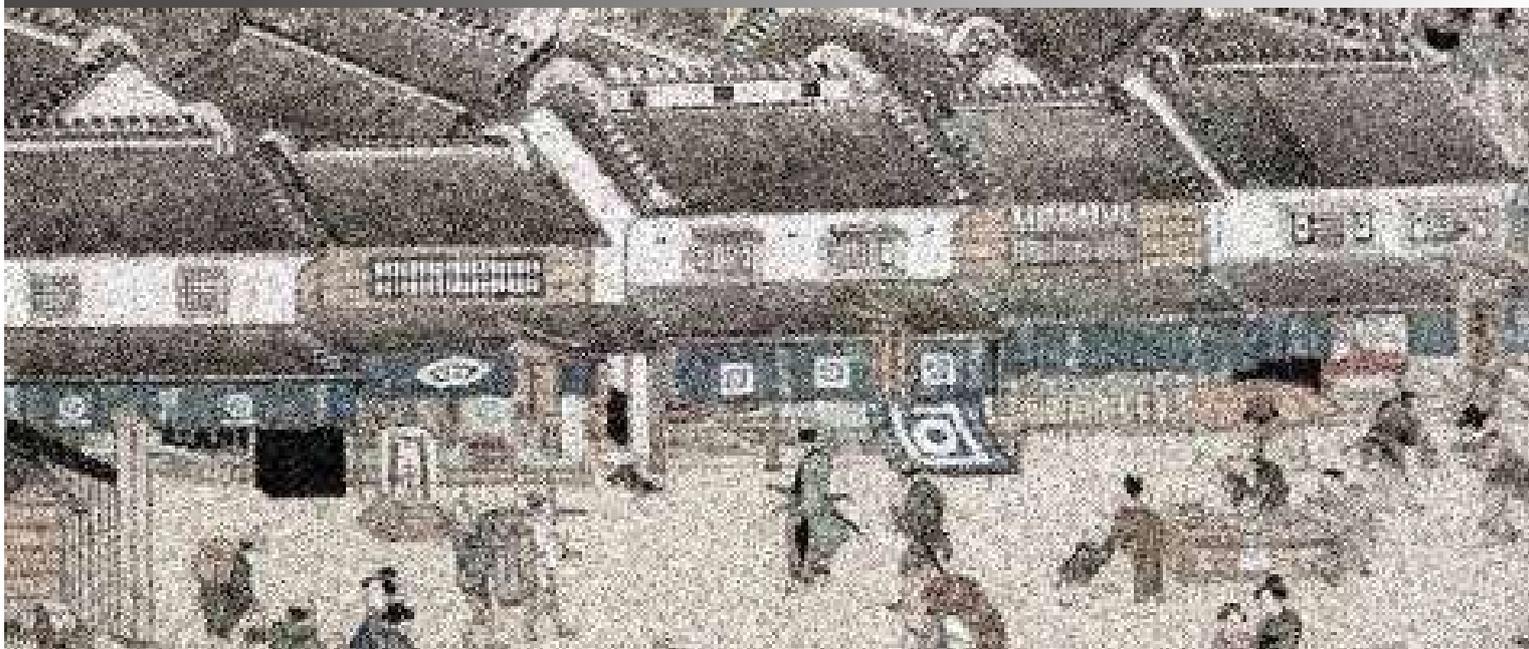
(乙)

この契約書は公益社団法人静岡県屋外広告協会が  
会員の方の為に、製作したものです。  
会員の方で契約書が必要な場合は協会にお問い合わせください。

420-0032  
静岡市葵区両替町1丁目6-8 第一松永ビル4F  
Tel:054-252-5222

観

かん



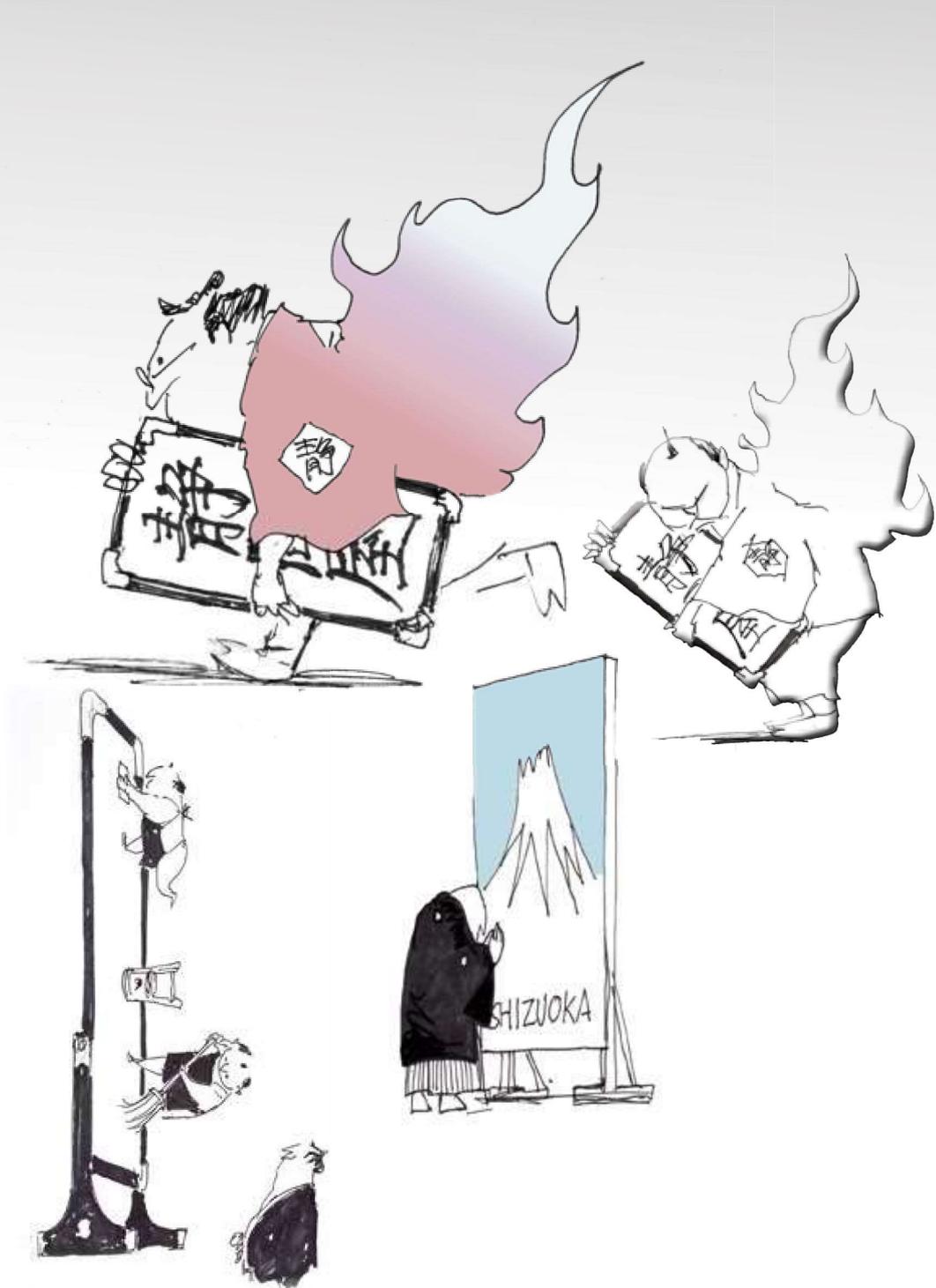
美しい景観

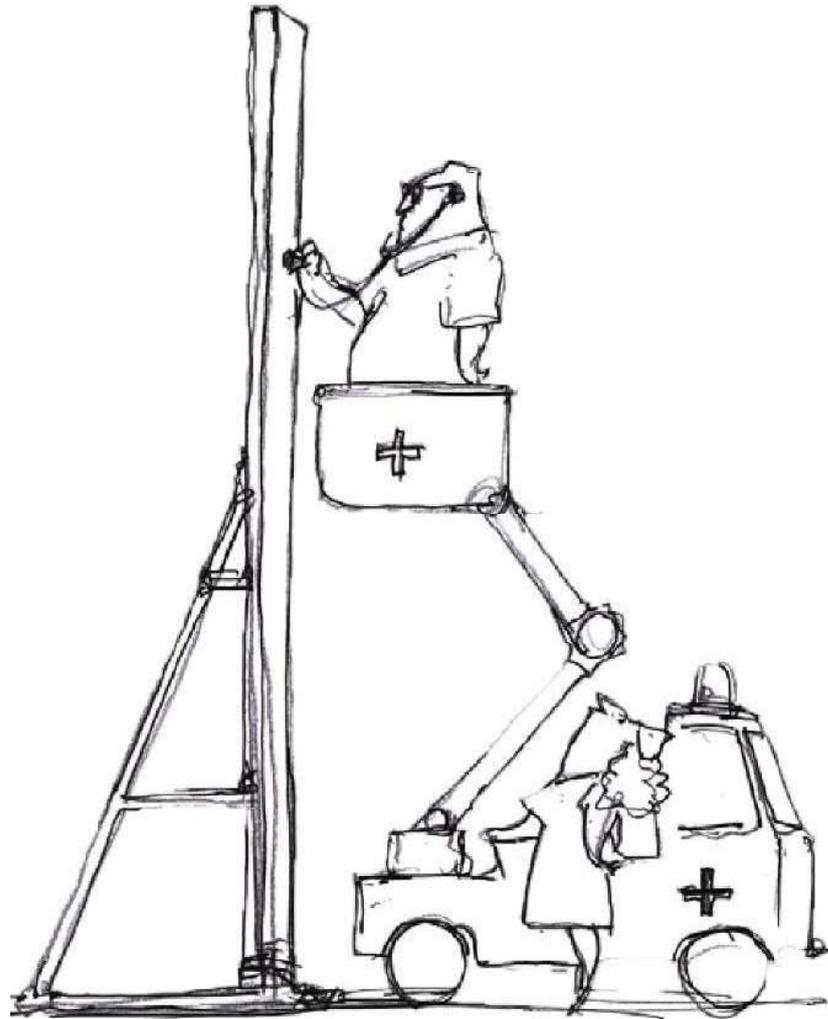
熙代勝覧

日本橋

江戸時代の商人は  
店の看板を大切に

火災があった場合一番に看板を持ち出せ!!  
との家訓があったとか





静岡市屋外広告物ガイドライン ①安全点検編  
令和5年3月

静岡市 景観まちづくり課  
〒420-0853  
静岡市葵区追手町5-1 7階  
電話054-222-1123

協力 公益社団法人 静岡県屋外広告協会  
A D 奈良間茂  
イラスト 武田秀雄



静

岡

市